

最高裁判所長官 竹崎 博允 殿

検察審査会使用の「審査員選定クジ引きソフト」に関する質問書(及び回答書)

以下の内容について、調査のうえ項目ごとにご回答をお願いします。

1. 回答者の部局、役職名、氏名を記入願います

回答者 :

2. 審査員選定クジ引きソフトの開発について

①どの部局が、審査員選定ソフトの仕様決定、発注、検収を行ったのか

部局名 :

②平成 22 年 11 月 26 日参議院予算委員会の国会答弁で、ソフトにかけた費用は約 6000 万円と回答されました。開発されたソフトは下記3. の記述のように致命的な欠陥があります。各検察審査会事務局は、審査員選定において 100 人の選管選出候補者から 10 人ないし 12 人を選ぶクジ引きを年 4 回行いますが、ソフト開発以前はガラガラ抽選機等の簡易な方法で行われていたと考えます。

致命的な欠陥があり、必要もない、高額なソフトを開発し使わせたことを、国民として許すことはできません。

高額ソフトに変更した理由 :

3. クジ引きソフトについて

①操作担当者が「候補者の調製」で、選管候補者以外の人を恣意的に何人でもハンド入力が可能です。選管候補者以外には入力できない設計になっていなければならないはずである。

そのような設計をした理由 :

②操作担当者が、「審査員情報入力」で、欠格事由等に入力することにより候補者を削除できるようになっているが、削除されたクジ引き前の状態が保存されない仕組みになっている。

このことは、検察審査会法施行令第 9 条(削除は、削除が明確であり、かつ、削除された文字の字体、または削除された記録が明らかになる方法にて行う)に違反しないか?

検察審査会法施行令第 9 条に違反しないという根拠 :

そのような設計した理由 :

なお、回答書は平成23年12月 16 日までに上記住所宛にご投函いただければ幸いに存じます。